

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	北海道沼田町

第4期 沼田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農業商工課農業振興グループ
所在地 雨竜郡沼田町南1条3丁目6-53
電話番号 (0164) 35-2114
FAX番号 (0164) 35-2393
メールアドレス nougyou@town.numata.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ユキウサギ、キツネ、鳥類（カラス類、ドバト、キジバト）、ヒグマ、アライグマ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	沼田町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害額
エゾシカ	水稲	71.49ha	13,273千円
	大豆	31.22ha	1,232千円
	秋小麦	8.80ha	151千円
	そば	20.47ha	245千円
	ビート	0.60ha	60千円
	その他	2.00ha	0千円
ユキウサギ	大豆	3.32ha	119千円
アライグマ	スイートコーン	0.10ha	5千円
	自家蔬菜	0.10ha	-千円
	加工用トマト	0.10ha	31千円
キツネ	被害なし	-ha	-千円
鳥類	加工用トマト	0.17ha	52千円
アライグマ	スイートコーン	0.22ha	12千円
ヒグマ	被害なし	目撃報告15件	
合 計		138.37ha	15,170千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、対象地域中山間地域を中心に、野生鳥獣による農作物の被害が増加している。

特にエゾシカについては、近隣市町で電牧柵が設置され、エゾシカの動線が変わり、本町への侵入が更に増加し、水稲・大豆等の畑作物の食害や育苗が踏み荒らされる等の被害が増加しており、被害・目撃範囲も拡大している状況にある。

○鳥獣ごとの被害の傾向

・エゾシカ 春先から夏にかけては、水稲・大豆・小麦の新芽や若葉の食害

<p>、水田の畦や畑作物の踏圧被害ある。また、秋には収穫間際の水稲・畑作物の踏圧被害が多発し、収穫した製品への悪影響が多くある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユキウサギ ブドウや大豆の新芽やツルの食害が発生し、収穫物の収量に大きな被害を与えている。 ・キツネ ビニールハウスの破壊被害が発生している。 ・鳥類（カラス類を除く） 食害・糞害等は潜在的に発生している。 ・カラス類 畑作物を荒らす等の被害あり。特に5月頃には、畑作圃場において、播種した種の食害が発生しているほか、子育ての時期であることから、人を襲うなどの被害がある。 ・ヒグマ 平成29年度の目撃情報は15件で、目撃情報は年々増加しています。人家や温泉地付近にも出没しており、住民生活や観光地に不安がある。 ・アライグマ 平成29年度には98頭の捕獲がされている状況であり、自家蔬菜の被害も確認されていることから、今後増加していくことが想定される。
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成29年度)	目標値(平成35年度)	備考(軽減率)
エゾシカ 被害面積	134.58ha	107.66ha	20.00%
被害金額	14,961千円	11,969千円	20.00%
ユキウサギ 被害面積	3.32ha	2.65ha	20.00%
被害金額	119千円	95千円	20.00%
アライグマ 被害面積	0.30ha	0.24ha	20.00%
被害金額	37千円	30千円	20.00%
キツネ 被害面積	被害報告なし	0.00ha	0.00%
被害金額		0千円	0.00%
鳥類 被害面積	0.17ha	0.14ha	20.00%
(カラス・ドバト・キツバト) 被害金額	53千円	42千円	20.00%
ヒグマ 被害面積	被害報告なし	0.00ha	0.00%
被害金額		0千円	0.00%
計	138.37ha 15,170千円	110.69ha 12,136千円	20.00% 20.00%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・銃によるエゾシカの捕獲 ・くくりわな、箱わなの捕獲機材の導入 ・実施隊の設置（町職員2名、JA職員2名） ・北海道猟友会北空知支部沼田部会による巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカは、銃器の使用ができない夜間に出没することが多いことから、銃器による効果的な捕獲が困難である点 ・捕獲個体の処理にかかる負担の大きさ ・わな機材を取扱う技術の向上 ・農作物被害への慣れによる意識低下 ・猟友会会員の高齢化・減少
防護柵の設置等に関する取組	平成25年度に電牧柵を設置（更新地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置地区での被害軽減効果は絶大であるが、未設置地区にエゾシカが侵入し、食害や踏圧被害が発生している ・隣接する地区での被害が多発していることから、全町的に設置することを有害鳥獣対策委員会で検討 ・設置後の管理は、地域で行うため、地域全体での取組み強化

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【総合的取組】

- ① 農業者自らが農地を守ることが基本であり、くくりわな等による捕獲駆除の推進。
- ② 銃取得者の推進。
- ③ 町・JA職員等の鳥獣対策を業務とする者による、狩猟免許・銃を取得者させ育成を図る。
- ④ エゾシカ用電牧柵の設置延長の実施(更新地区…4,062.2m)
- ⑤ 防護柵等の設置延長の検討。

【エゾシカ】

- ① 沼田町有害鳥獣対策委員会により、くくり罠を無償で貸出し。
- ② わな猟免許取得者の増員及びエゾシカの習性に関する研修会（くくりわなの設置方法等）の実施。
- ③ 電牧柵設置について、当該農事組合や沼田町有害鳥獣対策委員会、JA

、町及び農業関係機関との連携により、効果的な設置と駆除方法を併せて検討。

【ユキウサギ】

①北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施。

【キツネ】

①北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施。

②罾猟免許取得者による駆除を実施。

【鳥類】

①北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施。

【ヒグマ】

①出没情報の収集に努める。

②出没状況に応じ、箱わなの設置によりの確な捕獲を実施し、被害を防止していく。

【アライグマ】

①出没情報の収集に努め、生息区域の把握を図る。

②沼田町有害鳥獣対策委員会により、捕獲用箱わなを無償で貸出す。

③効果的な防護・駆除を行い、被害の減少に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【実施隊の設置】

①平成24年度より設置している実施隊の活動を継続

【沼田町有害鳥獣対策委員会による活動】

①くくりわなの無償貸出の継続

②わな猟免許取得者・取得希望者に対する現地講習会の実施

③銃・くくりわなにより捕獲された個体の運搬・処理

④銃・くくりわなによる狩猟免許新規取得者・更新者への支援

⑤エゾシカ捕獲報奨金の拡充実施(10,000円/頭)

⑥アライグマ捕獲報奨金の新規実施(1,000円/頭)

【北海道猟友会北空知支部沼田部会への委託】

①北海道猟友会北空知支部沼田部会に対し、年間の鳥獣駆除・巡回業務の活動を委託契約。

【電牧柵】

①平成25年度に設置した電牧柵が適切な効果を発揮するための管理作業は、更新地区電牧柵管理組合が実施

【捕獲鳥獣の止め射し】

①くくりわな等により捕獲した鳥獣は、北海道猟友会北空知支部沼田部会に止め射しを依頼

②止め射しや解体処理の実施に対し、処理料として支援

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲

に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度 ～ 32年度	エゾシカ ユキウサギ キツネ 鳥類 ヒグマ アライグマ	①くくりわな猟等の狩猟者の育成 ②わな機材等の購入 ③狩猟免許取得推進・講習会の実施 ④銃器による狩猟者の育成 ⑤生息状況の把握

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①対象鳥獣のうち、近年多大な農業被害を及ぼすエゾシカについて重点的な駆除を計画する。
②エゾシカの捕獲計画頭数については、平成29年度の銃器・わなでの捕獲・駆除実績（銃器109頭・わな31頭、計140頭）に加え、狩猟者の捕獲技術の向上と、それに伴う捕獲頭数の増加を見込んで計画する。また、平成25年度より実施している【捕獲報奨金】を拡充する。
③ヒグマについては、事前の防除対策を講じることを基本とし、出没個体数状況に応じ、平成26年・28年度に購入した箱わなにより捕獲対応する。
④その他の鳥獣については、平成29年度の捕獲・駆除実績より増加を想定し、計画する。
⑤アライグマの捕獲計画頭数については、平成29年度の捕獲・駆除実績より増加を想定し、計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
エゾシカ	140頭	140頭	140頭
ユキウサギ	25頭	25頭	25頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
カラス類	45羽	45羽	45羽
ドバト キジバト	25羽	25羽	25羽

ヒグマ	出没個体数に応じて決定する		
アライグマ	100頭	100頭	100頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容			
捕獲手段：銃・くくりわな等（原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。）			
捕獲予定場所：町内全域			
捕獲鳥獣：エゾシカ、ユキウサギ、キツネ 鳥類（カラス類、ドバト、キジバト）、ヒグマ、アライグマ			

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
エゾシカは体格が大きく、また、警戒心が強いため射撃距離が長くなることから、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。捕獲実施は、市内全域を対象に通年捕獲を行う。			

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼田町	エゾシカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
エゾシカ	恒久電気柵設置 沼田町更新地区	被害状況を踏まえ必要に応じて整備を検	被害状況を踏まえ必要に応じて整備を検

	L=4,062.2m×3段 H=1.8m	討する	討する
--	-------------------------	-----	-----

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度 ～ 平成31年度	エゾシカ ユキウサギ キツネ 鳥類 ヒグマ アライグマ	生息環境管理（農地をエサ場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈り、山林と農地との間の草刈り等）の強化を図ることで、鳥獣の農地への出没を抑制する。 平成25年度に設置した電牧柵の維持管理

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
沼田町	住民への広報、連絡調整
深川警察署沼田警察庁舎	出没現場整理、付近住民への広報
深川地区消防組合沼田支署	危険区域巡回
北海道猟友会北空知支部沼田部会	危険区域巡回、出没時駆除・巡回
J A 北いぶき沼田支所	農業者への周知
空知森林管理署北空知支署	国有林内作業員への連絡
三井物産フォレスト(株)	民有林内作業員への連絡
北空知森林組合	民有林内作業員への連絡

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙連絡体制図添付

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により

記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、原則として持ち帰り、処理施設（空知興産株）での処分とするが、地理的要因などで処理施設への搬送が困難な場合には、捕獲現場で埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	沼田町有害鳥獣対策委員会
構成機関の名称	役割
沼田町	農業被害情報の収集・連絡調整等
北海道猟友会北空知支部沼田部会	対象鳥獣の駆除・個体数調整・情報提供等
沼田地区農事組合長会	地域での担い手確保
農業者	くくりわなでの捕獲・情報提供等
J A 北いぶき沼田支所	農業被害情報の収集等
更新地区電牧柵管理組合	更新地区における電牧柵の維持管理情報提供等
沼田町土地改良区 空知農業改良普及センター北空知支所	被害対策アドバイス

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
空知総合振興局産業振興部	鳥獣害防止に関する協議、鳥獣害防止総合対策

農務課	事業の指導に関すること
空知総合振興局保健環境部 環境生活課	鳥獣害防止対策の窓口（捕獲許可等）

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(平成24年度設置)

構成：沼田町、北いぶき農業協同組合、北海道猟友会北空知支部沼田部会

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関連法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。